

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長商工第6号
委 託 業 務 名 称	産官学金連携新産業創出事業業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	・産官学金連携新産業創出事業 (長浜市が持つリソースやニーズを満たす産業の創出や事業化に向けた産官学金連携による伴走型支援) 1. 長浜バイオ大学、一般社団法人バイオビジネス創出研究会、長浜市商工会、長浜商工会議所及び市内金融機関それぞれが持つ情報(ニーズ及びシーズ)をもとに取り組むプロジェクトを決定すること 2. 金融機関が持つ情報やニーズを的確に把握するため、3カ月に1回程度打合せの場を持つこと 3. 取り組むプロジェクトは年間3件以上を目標に実施すること 4. プロジェクトは産官学金連携体制で実施すること
履 行 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 額 (税 込)	5, 985, 000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 長浜市高田町12番34号 [商 号 又 は 名 称] 一般社団法人 長浜ビジネスサポート協議会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本業務は、産官学金を巻き込んだ地域連携体制のもと、企業ニーズとシーズを見極め、地域内外の企業間連携強化や、業務実績に基づいた適切な目標設定など、着実に事業推進する必要がある。委託先の(一社)長浜ビジネスサポート協議会は、地域のリソースに精通し、商工会議所、商工会、金融機関、バイオビジネス創出研究会等の経営支援機関で構成される唯一の産官学金連携を実現できる団体であることから、随意契約するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸) (1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 ○(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。